

# 発酵のまちたかしま web サイト制作・運用業務委託 仕様書

## 1 業務名称

令和7年度 第30638号 発酵のまちたかしま web サイト制作・運用業務委託

## 2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 3 業務目的

高島市が令和7年2月に策定した「たかしま発酵のまちづくり構想」に基づき、“発酵のまち・たかしま”のブランディングを展開するため、本市に根付く発酵食文化の基本的な情報やその魅力、価値を広く発信する web サイトを制作する。

## 4 業務内容

### (1)ブランディング方針の検討・ディレクション

“発酵のまち・たかしま”を効果的に発信するためのブランディング方針やトーン&マナーを検討するとともに、web サイトに掲載すべきコンテンツ（高島市の代表的な発酵食品の紹介、それらを育む高島市の自然や風土・歴史・生活文化、発酵食品を提供する店舗の紹介、市内事業者へのインタビュー等）やページ構成の企画立案を行う。

これらについては、事業の始期に委託者と協議を行い、事業スケジュールと合わせて提示し、事業の推進にあたっては、適宜委託者と協議しながら進行管理を行うこと。

### (2)web サイトの制作

web サイトの制作にあたっては、以下に留意すること。

撮影・デザイン・コピーライト・レイアウト・編集・校正等の作業を行い、各ページを制作する。なお、制作については、適宜委託者と協議を行いながら、以下の点にも留意すること。

- ①高島市の発酵をアピールできるような、受け手の目を引く、魅力的で洗練された美しいデザインでありつつ、閲覧者を呼び込むための要素を取り入れること。
- ②web サイトの構成は、トップページ1ページ、コンテンツページ10ページ程度とする。  
トップページは、高島市の発酵食文化のイメージを伝える画像を大きく使用することとし、web サイト全体のデザイン（トーン&マナー）は一貫性を持たせること。
- ③ページ制作に必要な各種資料の調査、取材・ヒアリングは、受託者で行うこととし、その際にかかる費用（交通費、宿泊費、食品等の購入費等）は、委託料に含むものとする。新たに撮影した写真の著作権は、委託者に帰属するよう調整すること。
- ④コンテンツページの一つは地域の伝統的な発酵食文化について、地域住民へのヒアリングを踏まえて記録・伝承するページを想定している。当該ページについては、別途、委託者が選任する調査員により取材やテキストのとりまとめが行われることから、当該成果物に

必要な編集や全体のトーン&マナーの調整を加えてページを制作すること。必要に応じて、取材における写真やテキストのガイドラインを事前に示すこと。

- ⑤コンテンツページの一つは地域の発酵に関するイベント情報等を掲載するページとし、職員によりサイトの更新が容易にできるように CMS（コンテンツマネジメントシステム）を使用することとする。ページ作成にあたっては、以下の点に留意すること。なお、更新の頻度は月 1 回程度を予定している。
  - ・管理画面へのアクセス制限を設定できること。
  - ・操作マニュアルを作成すること。
  - ・過去のイベント情報をアーカイブとして保持できること。
- ⑥写真、動画の活用など、躍動感のあるデザイン上の工夫を加えること。
- ⑦写真その他のコンテンツ及びその利用に必要な権利は受託者において処理すること。
- ⑧他の自治体等の発酵に関する web サイトとの差別化を図ること。
- ⑨インターネットを経由してブラウザのみで利用可能とし、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムとする。閲覧ブラウザは、以下のものに対応すること。
  - ・ Microsoft Edge 最新版 ・ Safari 最新版 ・ Chrome 最新版 ・ Firefox 最新版Windows、MacOS、iPhone、Android の標準ブラウザ
- ⑩スマートフォンなどのモバイル端末で閲覧しやすいようにレスポンシブウェブデザインとすること
- ⑪基本言語は日本語とし、英語に対応すること
- ⑫SEO 対策のためにキーワード、タイトル等を考慮してページを制作すること
- ⑬アクセシビリティ対応
  - ・ JIS X 8341-3:2016 に準拠し、ページ全体がレベル A を満たし、可能な限りレベル AA を満たすページを制作することが望ましい。

### (3)web サイトの運用

- ① “発酵のまち・たかしま” のホームページの公開日は令和 8 年 1 月 5 日とし、運用を令和 8 年 3 月 31 日まで行う。また、“発酵のまち・たかしま” として発信すべきコンテンツの更新、軽微な修正（テキスト・画像の修正・ファイルの入れ替え等）に対応すること。
- ②セキュリティ対策を講じるとともに様々なリスクに対応したシステムを導入すること。
- ③アクセス解析を行い、解析結果を毎月報告すること。
- ④web サイトの SEO 対策を定期的に行うこと。
- ⑤障害発生時は速やかに対応し、復旧までの時間と対応内容を記録・報告すること。
- ⑥受託者がサーバーの確保、ドメインを取得し、必要な初期設定を行うこと
  - ・ドメインの取得、サーバーの契約、利用にかかる初期経費および当該年度のサーバーの利用料、保守に係る費用は、委託料に含むものとする。
  - ・サイト運営に必要なサーバー（容量その他サイト運営に必要なスペックを考慮したものとする）は受託者に置いて確保し、必要な初期設定を行う。なお、レンタルサーバ

ーを使用する場合、レンタルサービスを提供する者は次の要件を満たしていること。

i) レンタルサービス提供者においてセキュリティ対策の実施状況が確認できること。

ii) サーバーの設置場所は国内とし、セキュリティ対策の実施状況が確認できること。

iii) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証を取得していること。

又は、それに準じた第三者機関による認証基準を満たすこと。

・確保したサーバーについて、コンピューターウイルス対策及び部外者からサイトを改ざんされないよう情報セキュリティに必要な措置を講じること。

⑦利用している OS、ミドルウェア、アプリケーションおよび CMS について開発元のサポート期間内のものを利用すると共に、最新のセキュリティパッチを適用すること。

⑧不正アクセスの監視および防止対策を行うこと。

⑨アクセスログを保存すること。

⑩SSL サーバー証明書を利用すること。

⑪バックアップ等、必要と思われる保守要件を可能な限り具体的に提案すること。

⑫問い合わせ窓口（サポート窓口）があり、操作に関する問い合わせ等に対応できること。

⑬次年度以降の保守業務の内容はサーバー、ドメインの管理、アクセス解析、SEO対策、アクセスログの保存、バックアップ、セキュリティ対策、障害発生時の対応、問い合わせ窓口の設置とする（次年度以降の保守業務にかかる費用は企画提案書に記載すること。なお、次年度の保守・運用契約については別途契約手続きを行う予定であり、記載した金額を超える契約は行わない）。

⑭一定期間経過後に、他の事業者にも本サイトの運営・管理を引き継ぐ可能性に備え、本サイトが使用するドメインや作成したコンテンツデータ等を、速やかに引き継ぐことができる状態で管理することとし、引き継ぎは運用・保守の範囲内で対応すること。

## 5 成果品

以下の成果品を、電子データ（Word 形式、PowerPoint 形式または PDF 形式）および印刷物で各 1 部納品すること。なお、電子データは記録媒体で提出すること（媒体種別は問わない）。

- ・プロジェクト設計書（サイト設計書、デザイン設計書、システム設計書）
- ・デザイン、トーン&マナーのガイドライン
- ・システムの操作マニュアル一式

なお、以下の成果品については、電子データのみとするが、フォルダの階層分けやファイル名でのデータ判別に留意するものとする

- ・ホームページ制作に使用した画像、動画等の素材一式

## 6 高島市が委託する業務等における暴力団員等による不当介入の排除について

ア. 受託者は、施行について暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市

委託業務等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。) から不当介入 (不当な要求または業務の妨害) を受けたときは、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、警察が行う必要な捜査に協力するものとする。

- イ. 受託者は、前項の規定により通報を行った場合は、速やかに通報書 (別記様式第 1 号) により高島警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。
- ウ. 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

## 7 その他 (個人情報ほか)

- (1) 受託者は業務遂行にあたり知り得た事項について、別記の特記事項を遵守することとする。
- (2) 受託者は、委託業務に係る経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類 (ただし、諸経費部分を除く) を整理するものとし、委託業務が終了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間これを保存するものとする。
- (3) 委託業務の遂行のために市が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。またこれらの資料、データ等は委託終了までに市に返却すること。
- (4) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案に基づき市と協議の上、決定する。
- (5) 成果物に関する著作権は、特別な理由がない限り、市に帰属するものとする。
- (6) 本業務の再委託は、基本的に認めない。ただし、再委託が必要な場合は、事前に再委託範囲および再委託先を市に提示し、協議、了承を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。なお再委託範囲は受託者が責任を果たす範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (7) 市は、受託者が事業を遂行する上で必要と認めるときは、委託料の一部または全部を概算払いすることができる。
- (8) その他、業務委託内容の効率的な実施のために必要な事項については、市と協議の上、定める。